

## 赤坂中学校通学区域小中一貫教育校の名称等について

### 1 経緯

現在、赤坂中学校の校舎の改築工事を行っており、新校舎が令和4年6月末に完成し、令和4年8月から運用開始される予定です。赤坂中学校の新校舎の中には、隣接する赤坂小学校の児童数の増加に対応するため、現赤坂小学校の校舎で不足が見込まれる普通教室最大8教室分を整備し、両校舎を連絡通路で結ぶ計画となっています。連絡通路により施設の一部が一体化されることを契機として、施設整備完了後、赤坂小学校と赤坂中学校を施設一体型の小中一貫教育校として開校することについて、平成27年6月23日第12回教育委員会臨時会において審議決定し、平成27年7月27日区民文教常任委員会に報告しています。

### 2 小中一貫教育校の開校時期

小中一貫教育校になることにより、年間指導計画や職員体制等を変更する必要があることなどから、円滑な移行を行うため、施設整備完了後の新年度から小中一貫教育校へ移行することとし、小中一貫教育校としての開校時期を令和5年4月とします。

#### 【参考：小中一貫教育校となることで変更となる事項】

- ① 小・中学校の9年間を一貫した方針で指導するため、Ⅰ期（1～4年）、Ⅱ期（5～7年生）、Ⅲ期（8・9年生）の学びの区分に分け、確かな学力の定着と向上を図ります。
- ② 小・中学校の校長を併任とし、一貫した教育方針のもと運営を行います。
- ③ 小・中学校の教職員を兼務とし、小学校の一部授業における中学校教員による専門性を活かした授業の実施やスパイラルな学習等を実施します。
- ④ 運動会等の学校行事の合同実施や中学校部活動への小学校児童の一部参加、児童会・生徒会の連携等、小中一貫教育校ならではの連携・交流を行います。

### 3 小中一貫教育校の名称

区の小中一貫教育校については、「港区立学校の管理運営に関する規則」において、小中一貫教育校としての名称を定めています。

新たな小中一貫教育校の名称については、保護者や地域住民の代表者、教育委員会事務局職員等で構成する赤坂中学校通学区域小中一貫教育校検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）で検討してきました。

検討委員会では、赤坂にある赤坂小学校と赤坂中学校の小中一貫教育校であり、分かりやすい名称であることから、小中一貫教育校の名称候補を「赤坂学園」とすることとしました。

その後、「赤坂学園」を候補とした旨を保護者や地域関係者に周知及び意見募集した結果、反対する意見ではなく、別の名称の提案（3名、「茜学園」「茜陵学園」「フラグシップ」「E J H of AKASAKA」等）があったことから、検討委員会において改めて検討し、検討委員会として「赤坂学園」を名称の最終候補とすることとしました。

このような検討経過を踏まえ、教育委員会で審議した結果、赤坂中学校通学区域小中一貫教育校の名称を「港区立小中一貫教育校赤坂学園」としました。

#### 4 今後のスケジュール（予定）

令和4年2月	令和4年第1回港区議会定例会 （港区立学校設置条例の一部を改正する条例）
令和4年8月	赤坂中学校移転
令和5年1月	教育委員会 （港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則）
令和5年4月	小中一貫教育校開校